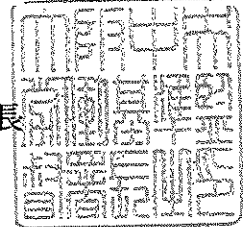




大阪中央基署発 0520 第1号  
平成28年5月20日

大阪建物解体工事業協同組合  
理事長 福本 克也 殿

大阪中央労働基準監督署長



解体工事における墜落死亡災害を防止するための取組について（緊急要請）

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働災害防止にご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年に大阪府内で発生した建設業における死亡災害は、5月20日現在3人と前年に比べ1人の増加となっております。

さらに、そのすべてが当署管内で発生し、いずれも「解体工事」における墜落・転落によるものであり、憂慮すべき事態となっております。

このような状況から、当署においては、8月末日まで、建設業の労働災害防止、特に、墜落・転落による災害防止の徹底を図るため、「緊急対策」を実施し、現場への立入り等を強化することといたしました。

つきましては、墜落・転落災害等による重篤災害に歯止めを掛けるため、下記の措置を実施いただくとともに、別添のリーフレットにより貴会員及び関係労働者に周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第518条第1項に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、作業床の設置が困難な場合については、安衛則第518条第2項に基づき、防網の設置、安全帯の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講ずること。
- 2 高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、安衛則第519条に基づき、囲い、手すり、覆い等を設けること。  
なお、開口部等に手すり等を設けるときは、親綱等に安全帯を掛けて作業を行うこと。
- 3 スレート等の屋根上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安衛則第524条に基づき、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険を防止するための措置を確実に講ずること。